別記様式１（表面）

委　任　状

　　　　　　　　　　　において、消防法第８条の２に基づく防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うため、次の事項について同意し、統括防火管理に係る協議に関する権限を委任します。

記

１．受任管理権原者が選任する統括防火管理者を、当該ビルの統括防火管理者として選任し届け出ること。

２．１において選任された統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うため、消防法施行規則第３条の３に掲げる事項で裏面に記載する必要な権限及び知識を付与すること。

３．１において選任された統括防火管理者が、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し届け出ること。

４．統括防火管理者が作成する全体の消防計画を遵守し、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行すること。

　　　　年　　月　　日

委任 管理権原者

　住　所

　氏　名

　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　　　 　（署名又は記名押印）

受任 管理権原者

　住　所

　氏　名

　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　　　 （署名又は記名押印）

別記様式１（裏面）

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件確認書

　　　　　　　　　　　の「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者　　　　　　　　　　　に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

１ 必要な権限の付与（規則第３条の３第１項第１号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

⑴ 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

⑵ 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

⑶ 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

⑷ その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

２ 防火管理上必要な業務（規則第３条の３第１項第２号）

管理権原者から「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

⑴ 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

⑵ 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

⑶ 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

⑷ その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

３ 防火管理上必要な事項（規則第３条の３第１項第３号）

管理権原者から「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

⑴ 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。

⑵ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

⑶ 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。

⑷ その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

別記様式２（表面）

委　任　状

　　　　　　　　　　　において、消防法第８条の２及び同法第３６条に基づく防火対象物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うため、次の事項について同意し、統括防火・防災管理に係る協議に関する権限を委任します。

記

１．受任管理権原者が選任する統括防火・防災管理者を、当該ビルの統括防火・防災管理者として選任し届け出ること。

２．１において選任された統括防火・防災管理者が防火対象物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うため、消防法施行規則第３条の３及び同規則第５１条の１１に掲げる事項で裏面に記載する必要な権限及び知識を付与すること。

３．１において選任された統括防火・防災管理者が、防火対象物の全体についての防火・防災管理に係る消防計画を作成し届け出ること。

４．統括防火・防災管理者が作成する全体についての消防計画を遵守し、防火対象物全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行すること。

　　　　年　　月　　日

委任 管理権原者

　住　所

　氏　名

　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　　　 　（署名又は記名押印）

受任 管理権原者

　住　所

　氏　名

　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　　　 （署名又は記名押印）

別記様式２（裏面）

統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件確認書

　　　　　　　　　　　の「防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防火防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火・防災管理者　　　　　　　　　　　 に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

１ 必要な権限の付与（規則第３条の３第１項第１号 第５１条の１１）

管理権原者から統括防火・防災管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

⑴ 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

⑵ 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

⑶ 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関する権限

⑷ 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

⑸ その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

２ 防火・防災管理上必要な業務（規則第３条の３第１項第２号 第５１条の１１）

管理権原者から、「全体についての防火・防災管理上必要な業務等」について、次の内容について説明を受けている。

⑴ 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

⑵ 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

⑶ 建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関すること。

⑷ 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

⑸ その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。

３ 防火・防災管理上必要な事項（規則第３条の３第１項第３号 第５１条の１１）

管理権原者から、「全体についての防火・防災管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

⑴ 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施状況に関すること。

⑵ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

⑶ 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。

⑷ 地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。